

文教厚生常任委員会資料
2025年(令和7年)12月12日
こども局子育て支援室児童福祉課

議案第93号関連資料 物価高対応子育て応援手当支給事業について

1 事業の目的

国の総合経済対策に伴い、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、物価高対応子育て応援手当を支給するもの。

2 事業の概要

項目	内 容
対象者	次のいずれかの方に支給します。(※所得制限はありません。) ① 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当受給者 ② 令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに出生した児童の父母等 ③ 令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに離婚等し、新たに児童手当受給者となった方(ただし、①の受給者から本手当相当額の金銭等を受け取ることができる場合は除く。)
支給額	児童一人当たり2万円
対象人数 (見込)	世帯数 33,000世帯 児童数 55,000人
予算 (12月補正)	手 当 1,100,000千円 事務費 12,000千円
財源	国庫補助金(全額国庫負担)

3 実施スケジュール

日 稲	内 容
令和8年1月	・市ホームページ等で周知広報 ・対象者へ支給案内送付及び申請受付開始 市の児童手当受給者は申請不要。申請が必要となる公務員及び新生児の父母等には、申請受付後に速やかに支給します。
令和8年2月	・子育て応援手当の支給開始